

質疑終結の動議の取扱いに関する申し入れ

2025年2月16日

西東京市議会議長 佐藤公男様

生活者ネットワーク
後藤ゆう子 かとう涼子

2月13日の納田さおり議員の緊急質問に対し、自民党の稲垣裕二議員から、緊急性が明らかに乏しいとの理由で質疑終結の動議が提案され、佐藤議長において直ちに議題とされ、採決の結果、挙手多数で本動議は可決されました。

西東京市議会会議規則第63条3によると、本会議上でなされる緊急質問に対し、その内容が趣旨に反すると認め、制止できるのは、議長だけとされています。しかし、今回の緊急質問は、議長の制止ではなく議員の動議によって終結されることとなりました。

質疑終結について定めた西東京市議会会議規則第60条2では、「質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる」とされています。しかし、緊急質問はそもそも2回までとされているため、第60条2でいうところの「質疑が続出して容易に終結しない」という質疑終結の要件には当たらず、今回の動議がどのような根拠に基づく提案だったのかは判然としません。

議員が通告を行い、議会運営委員会によって取り扱いが承認された緊急質問が、緊急性の有無を理由に動議によって打ち切られるという事態は西東京市議会始まって以来のことであり、将来に禍根を残したと言っても過言ではありません。

質問権とは、言うまでもなく議員の固有の権限であり、最大限尊重されなければなりません。議長におかれましては質問終結の動議の取扱いには十分に時間をかけ、慎重に判断するよう要望するものです。

以上、生活者ネットワークより申し入れます。